主 文本件各控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は全部被告人両名の連帯負担とする。

本件控訴の趣意は、弁護人佐藤一馬および同神崎正義連名提出の昭和三九年一一 月四日付および同月一二日付各控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここに これを引用し、これに対し当裁判所は次のように判断する。

これを引用し、これに対し当裁判所は次のように判断する。 一、 昭和三九年一一月四日付控訴趣意書の第一および同月一二日付控訴趣意書 の第三について。 論旨は、いずれも、原判示A寮はいまだ建造物とはいえず、刑 法第二六一条に規定するいわゆる器物の範囲をいでないものであるにかかわらず、 これを建造物に当るとして被告人の本件所為を建造物損壊罪に問擬した原判決には 判決に影響を及ぼすことの明らかな法令の解釈適用を誤つた違法があるというので ある。

〈要旨〉よつて按ずるに、原判決挙示の各証拠、とりわけ田口武一作成の鑑定書および原審の検証調書によると、原〈/要旨〉判示財団法人B農場付設C施設A寮軽量鉄骨二階建建物一棟建坪延約一六八坪は、いまだ完成していなかつたとはいえ、本一ト犯行当時すでに、基礎工事および鉄骨組立工事を完了したうえ、屋根コンクリート打ちを完了し、屋根アスフアルト防水工事をほぼ完了し、工版、金のコンクリート打ち、二階コンクリート床版下地木毛板敷並べおよび間は切ブロツク積み工事の施工中であつたことがうかがわれるとの取付けおよび間仕切ブロツク積み工事の施工中であつたことがうかがわれるころ、刑法第二六〇条にいう「建造物」とは、壁または柱で支えられた屋根の工作物であつて、土地に定着し、少なくともその内部に人の出入りできるもの工作物であって、土地に定着し、少なくともその内部に人の出入りできるものをを指度には完成していたことがきわめて明白であり、所論は独自の見解に基づいて違法には完成していたことがきわめて明白であり、所論は独自の見解に基づいて違法と非難するものであつて、原判決には所論のような法令の解釈適用を誤った違法はない。論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 松本勝夫 判事 海部安昌 判事 横田安弘)